

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成25年 7月23日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1-1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 大日本スクリーン製造株式会社 代表取締役社長 橋本正博 電話 075 -414 - 7111					
主たる業種	半導体、液晶製造装置、印刷製版機器の製造業				細分類番号	2 6 7 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	2013年度(平成25年度)のエネルギーに起因する温室効果ガスの生産高原単位と使用面積原単位を、2009年度(平成21年度)比4%以上削減する。						
計画を推進するための体制	EHS目標管理委員会にて、環境安全経営の中期戦略「グリーンバリュー21フェーズII」の進捗管理を実施する。また、エネルギー委員会にて省エネ削減施策の立案、実施、監視を行う。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		4,539.0 トン	4,343.4 トン	3,803.9 トン		-10.3 パーセント
	評価の対象となる排出の量		4,716.3 トン	4,343.4 トン	3,803.9 トン		-13.6 パーセント
実績に対する自己評価		エレベーターホール暑気対策、EHP更新、運用改善の実施、夏季・冬季の節電対策(昼休み空調停止・消灯、エレベーター停止等)実施により、平成22年比10.2%の削減を達成した					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (使用面積m ² ÷10)	2.15	2.05	1.75		-11.63 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		エレベーターホール暑気対策、EHS更新、運用改善の実施、夏季・冬季の節電対策(昼休み空調停止・消灯、エレベーター停止等)実施により、平成22年比11.6%の削減を達成した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		48.0 パーセント	48.0 パーセント	48.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	遮熱カーテン取付(本社)、空気圧縮機更新・加湿蒸気ボイラー各1台更新(洛西)、夏季・冬季の節電対策(昼休み空調停止、エレベーター停止等)					
	(24)年度	エレベーターホール暑気対策、EHP更新、運用改善の実施、夏季・冬季の節電対策(昼休み空調停止・消灯、エレベーター停止等)実施					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	マイカー通勤の禁止(本社)及び申請によるマイカー通勤の制限					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	本社ではマイカー通勤の禁止、申請に基づいて適正に許可している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン				
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン					
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	第1年度(23)年度の原単位当たりの温室効果ガス排出量にて集計ミスがありましたので修正しました(1.73→2.05へ)。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。